

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部改正について（R6 一次補正③（DXGX（人材確保、自動運転含む）、バリアフリー等））

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表の左欄の内容を加える。なお、（参考）欄及び改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する追加附則及び改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、（参考）欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を追加附則欄及び改正後欄に掲げるもののように改め、追加附則欄及び改正後欄に掲げる対象規定で（参考）欄及び改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

【DXGX（人材確保、自動運転含む）】

追加附則	（参考） 令和5年度補正事業における記載
<p>附 則（令和7年2月21日 国総地第173号、国自旅第292号） （略）</p> <p>2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト （略）</p>	<p>附 則（令和6年3月21日 国総地第139号、国自旅第357号） （略）</p> <p>2. 危険なバス停対策事業 （略）</p>
<p>附 則（令和7年3月4日 国総地第177号、国鉄都第152号、国鉄事第500号、国自旅第296号、国自技環第173号、国海内第210号、国空事第1126号）</p> <p><u>1.</u> 施行期日 この要領の改正は、令和<u>6</u>年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>2. 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画 （1）交付要綱附則（令和7年3月4日）第4条の別に定める事項は、以下</p>	<p>附 則（令和6年3月21日 国総地第142号、国鉄事第804号、国自旅第363号、国自技環第208号、国海内第179号、国空事第1135号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和<u>5</u>年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>2. 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画 （1）交付要綱附則（令和6年3月18日）第4条の別に定める事項は、以</p>

の通りとする。

①公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組

- ・ A I ・ I C T等を活用したデジタル技術の活用に関する事項
- ・ 地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に関する事項
- ・ 最新技術を活用した地域の公共交通事業者等におけるグリーン化の取組に関する事項
- ・ デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等に関する事項
- ・ その他公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に関する事項

②事業の経営改善に資する新たな取組

- ・ 観光需要の積極的な取り込みに関する事項
- ・ 路線やダイヤの見直し等利用者利便の増進に関する事項
- ・ 貨客混載に関する事項
- ・ その他の経営改善に資する事項

③地方公共団体との連携に関する取組

- ・ 活性化法に基づく地域公共交通計画（今後策定するものを含む。）における位置づけに関する事項
- ・ 事業の継続に係る地方自治体からの支援に関する事項
- ・ 地域と連携した公共交通の利用促進に関する事項
- ・ その他地方自治体との連携に関する事項

④その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取

下の通りとする。

①公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組

- ・ A I ・ I C T等を活用したデジタル技術の活用に関する事項
- ・ 地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に関する事項
- ・ 最新技術を活用した地域の公共交通事業者等におけるグリーン化の取組に関する事項
- ・ デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等に関する事項
- ・ その他公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に関する事項

②事業の経営改善に資する新たな取組

- ・ 観光需要の積極的な取り込みに関する事項
- ・ 路線やダイヤの見直し等利用者利便の増進に関する事項
- ・ 貨客混載に関する事項
- ・ その他の経営改善に資する事項

③地方公共団体との連携に関する取組

- ・ 活性化法に基づく地域公共交通計画（今後策定するものを含む。）における位置づけに関する事項
- ・ 事業の継続に係る地方自治体からの支援に関する事項
- ・ 地域と連携した公共交通の利用促進に関する事項
- ・ その他地方自治体との連携に関する事項

④その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取

組

(2) 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和7年3月4日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。

- ・補助対象事業の種別・名称、補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載され「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。
- ・公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用、デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等に要する経費等に要する費用の各費用・経費内における流用をしようとするとき。

3. 自動運転社会実装推進事業

(1) 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和4年2月15日）第7条（交付要綱附則（令和7年3月4日付国総地第176号他）第24条において準用）に定める軽微な変更は、なお従前の通りとする。

4. バリアフリー化設備等整備事業

令和6年度第一次補正予算におけるバリアフリー化設備等整備事業のうち、令和7年3月4日改正の附則による実施に当たっては、「3. 地域公共交通バリア解消促進等事業について」の規定を準用する。この場合において、「別表23」とあるのは「附則別表1」と読み替えるものとし、「ア. 補助対象事業者」の規定は次の通り読み替えるものとする。
「間接補助事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずる

組

(2) 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和6年3月18日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。

- ・補助対象事業の種別・名称、補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載され「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。
- ・公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用、デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等に要する経費等に要する費用の各費用・経費内における流用をしようとするとき。

3. 自動運転社会実装推進事業

(1) 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和4年2月15日）第7条（交付要綱附則（令和6年3月21日付国総地第141号他）第24条において準用）に定める軽微な変更は、なお従前の通りとする。

(新設)

ものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、補助対象事業者は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。」

【本則 バリアフリー等】

改正後	改正前（現時点版）
<p>本則部分</p> <p>（前略）</p> <p>3. 地域公共交通バリア解消促進等事業について</p> <p>（1）補助対象事業等</p> <p>①全ての種目に共通する事項</p> <p>（略）</p> <p>段差の解消及び<u>バリアフリー</u>トイレの設置並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯工事費 <ul style="list-style-type: none"> －バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。 ・ 補償費 <ul style="list-style-type: none"> －物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。 	<p>本則部分</p> <p>（前略）</p> <p>3. 地域公共交通バリア解消促進等事業について</p> <p>（1）補助対象事業等</p> <p>①全ての種目に共通する事項</p> <p>（略）</p> <p>段差の解消及び<u>多機能</u>トイレの設置並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯工事費 <ul style="list-style-type: none"> －バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。 ・ 補償費 <ul style="list-style-type: none"> －物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務費 － 補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。 <p>(後略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務費 － 補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。 <p>(後略)</p>
---	---

【本則 地域内フィーダー系統】

改正後	改正前(現時点版)
<p>(本則)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 地域公共交通確保維持事業について</p> <p>(1) 陸上交通に係る確保維持事業</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦新たに運行を開始する地域内フィーダー系統について</p> <p>ア.～ウ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(後略)</p>	<p>(本則)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 地域公共交通確保維持事業について</p> <p>(1) 陸上交通に係る確保維持事業</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦新たに運行を開始する地域内フィーダー系統について</p> <p>ア.～ウ (略)</p> <p><u>エ. 新たに地域公共交通計画を策定した場合に係る取り扱い</u></p> <p><u>地域内フィーダー系統の補助対象事業の基準のうち「既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの」(交付要綱別表7補助対象事業の基準ホ②関係)について、新たに地域公共交通計画を策定し地方公共団体による支援を位置付けた場合は、補助対象の基準を満たすこととして取り扱う。</u></p> <p><u>ただし、地域公共交通計画(網形成計画を含む)の変更の場合は除く。</u></p> <p>(後略)</p>